

JA秋田県青年部協議会
2019年版ポリシーブック



JA青年組織綱領

我々JA青年組織は、日本農業の担い手としてJAをよりどころに地域農業の振興を図り、JA運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力をもって、国民と豊かな食と環境の共有を目指すものである。

このため、JA青年組織の責務として、社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を集結し、次のことに取り組む。

1. われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。

JA青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。

1. われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を併せ持った責任ある政策提言を行う。

1. われらは、自らがJAの事業運営に積極的に参画し、JA運動の先頭に立つ。

次代を捉え、将来を見据えたJAの発展のため、自らの組織であるJAの事業運営に主体的に参画するとともに、青年農業者の立場から常に新しいJA運動を探求し、実践する。

1. われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

JA青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を発見する場をつくり、相互研鑽を図る。

1. われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、明日の担い手を育成する。

JA青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する

秋田県農業協同組合青年部協議会について

○ 創 立 昭和 28 年 3 月 17 日（創立 65 年目）

○ 盟友数 1,598 名（2019 年 2 月末現在）

○ 構成組織 13（2019 年 2 月末現在）

○ 代 表 委員長 佐 川 長 範

○ 県青協役員

委 員 長	佐 川 長 範	（ J A 秋田おばこ）
副 委 員 長	佐 藤 岳 杜	（ J A あきた北）
副 委 員 長	米 森 雄 大	（ J A 秋田やまもと）
委 員	鈴 木 豊	（ J A 秋田たかのす）
委 員	伊 藤 達 也	（ J A あきた白神）
委 員	古 戸 敏	（ J A あきた湖東）
委 員	佐 藤 慎 太 郎	（ J A 大 湯 村 ）
委 員	佐 々 木 健 司	（ J A 秋田しんせい）
委 員	藤 原 洋 介	（ J A こまち）
委 員	小 野 圭 太	（ J A う ご ）
特 別 委 員	斎 藤 拓	（ J A 秋田おばこ）
代 表 監 査 委 員	安 田 尚	（ J A 秋田なまはげ）
監 査 委 員	柳 沢 誠	（ J A か づ の ）
監 査 委 員	佐 藤 保	（ J A 秋田ふるさと）
顧 問	中 泉 松 司	（ J A 秋田なまはげ）
参 与	安 田 淳 一	（ J A 秋田なまはげ）

○ 基本活動方針（令和元年度）

1. J A 青年部ポリシーブックを基軸とした青年部活動の展開
2. 交流会・学習会開催による青年組織の基盤強化
3. 青年部盟友による積極的な情報発信と国民階層との相互理解促進
4. J A 運営への参画及び政策提言活動の展開
5. 全青協・ブロック青年組織、他団体との連携促進

目次

1. 国際貿易交渉について……………	2
2. 県内農業について	
1) 米について……………	3
2) 園芸品目について……………	5
3) 農地の担い手集約・集積について…	6
4) 担い手支援について……………	7
3. 自然災害への対策について……………	8

1. 国際貿易交渉について

○ 現状

1. 今回の日米貿易交渉では、コメの特別枠は除外されたものの牛肉・豚肉等は TPP 並みの関税が削減されることとなるなど、今後一層の輸入攻勢が進むことが予想される。また今後の交渉によっては、今回の合意水準を上回る市場開放を米国が求めてくる可能性は大いにあり、貿易交渉全体について楽観できない状況にある。
2. 政府は国内対策の効果によって、国内生産量の影響は 600 億から 1100 億ほどの損失と説明しているが、対策の前提となる政策大綱は定まっておらず、現状議論の土台が定まらないままの国会審議では、生産現場での不安の払拭は困難な状況にある。

○ 個々の生産者・JA 青年部の取組

1. 日々メディア等を活用して情報収集を怠らない。
2. 青年部において国際貿易交渉及び協定内容について深く議論し、農業者の声の反映を目指す。
3. 国外産農産物との差別化を図るため、自らの生産する農産物の品質向上を図る。
4. GAP 認証の取得など、国内外の基準に合致した生産についての理解を深める。

○ JA と一体となった取組

1. JA が取り扱う農産物や加工品について PR 活動等を行うことにより、国外産農産物との差別化を図る。
2. GAP 取得について JA や部会と理解を深め、その取組について方向性を検討する。

○ 行政への要請

1. 農業者に対する情報開示の徹底を図るとともに、説明の場を設ける。
2. 食料安全保障の観点も加味した国内農業の基盤整備に向けた政策を維持・拡充する。
3. GAP に関する流通及び消費者の理解を促進し、GAP 取得農場の農産物が安全・安心であることの周知を行う。

2. 県内農業について

1) 米について

○ 本県における課題

1. 農業生産額全体に対する米の割合が5割を超える本県においては、農業生産額や農業者所得は米価等によって大きく変動するため、現水準の米価を長期的に維持する必要がある。
2. 行政による米の生産数量目標の配分および主食用米への直接支払交付金が廃止された中、米の需給バランスが作付面積においては需給緩和が懸念され、作柄を踏まえれば概ね均衡するという不透明な状況が継続する等、農業者に対して適切な情報開示がなされておらず、安定した中長期的営農計画の確立が困難である。
3. 国内における米のブランド競争が加熱する中で、新品種「秋系821」の販売戦略がどのように進んでいくのか注視する必要がある。

○ 個々の農業者・JA青年部の取組

1. 米の生産コスト低減や園芸作物等、米以外の作物導入による複合型経営によって所得安定に努める。
2. 米の需給や水田フル活用について理解を深め、飼料用米や業務用米、加工用米への取り組みを通じ、米価を崩すような過剰作付の抑制に努める。

○ JAと一体となった取組

1. JAや県、市町村、関係機関、メディア等を通じて積極的に情報収集し、地域・組織で情報の共有を図る。
2. 新品種「秋系821」のほか、価格と良食味を兼ね備えた「あきたこまち」等主食用品種や加工用品種など、需要に応じた多様な米を生産・販売するための市場戦略を確立する。
3. 主食用米をはじめその他の用途別米について、十分な品質・量を生産・集荷するため、営農指導の強化や集荷環境整備に取組む。

○ 行政への要請

1. 米の需給均衡に向けて、生産者の理解促進に向けた丁寧な説明を行うとともに、長期に渡り飼料用米や加工用米の再生産を可能にし、農業者所得の十分な確保が可能となる助成政策を設定する。
2. 新品種「秋系 821」のほか、「あきたこまち」や非主食用米などの市場競争力も高める多角的なブランド戦略を確立する。
3. 種子法廃止前に国が定めていた取組水準を維持するために、県が引き続き種子の安定供給に努める。
4. 輸出用米の取組みについて、情報提供と生産に係る環境整備を進める。
5. 農業者の長期的な営農計画に支障が出ないように、長期にわたる安定的な米政策を確立する
6. 農業現場の声を反映した政策、とりわけ、担い手経営安定や中山間地に係る政策を措置する。
7. 設備投資が多額になる傾向がある稲作において、担い手・法人を対象とした助成制度以外にも、専業農家や兼業農家等多様な経営体を対象とした制度の構築を進める。

2) 園芸品目について

○ 本県における課題

1. メガ団地が各地で整備されているが、農業者の高齢化や労働力不足、生産技術が追いついていない等の理由で、一部作物で品質低下や捨て作りが散見されるため、産地維持・拡大を目指す中で改善される必要がある。
2. 園芸品目は生産・出荷基盤の著しい弱体化により、所得向上が見込めず、また、後継者不足のため将来の営農に不安を抱いている生産者が多い
3. 販売価格の乱高下や生産資材の高止まりにより、農業所得が不安定である。
4. 園芸品目については、災害等による被害が生じた場合の補償制度が充実していないため、安心して農業に取り組める環境整備が必要である

○ 個々の農業者・JA青年部の取組み

1. 消費者に選ばれる作物生産に向け、生産者同士の情報交換や栽培技術研修等を開催する
2. 部会や青年部活動を通して産地のPR活動を行う。
3. 加工用品種の生産や経営の六次産業化など、多様な経営の在り方を検討する。

○ JAと一体となった取組

1. 生産者と作物の課題を共有し、ニーズに応じた農産物の生産対策を共に行い、販売力を高める。
2. 園芸作目を担当する営農指導員の育成等、JAによる組合員や生産部会への指導力を強化する。
3. TACが中心となり、農業者とJA、さらには行政との橋渡し役になる。

○ 行政への要請

1. 広く浅くの支援ではなく、特定の作目の比重が高い専作的生産者の基盤を支えるような支援を行う。
2. 園芸生産拡大に取り組む経営体が安定した労働力の確保を可能とするような雇用政策と支援体制を整備する。
3. 加工・業務用野菜の出荷や差別化商品の出荷に対応できる高機能出荷施設の改修等にかかる予算の拡充を行う。

3) 農地の担い手集約・集積について

○ 本県における課題

1. 若手農業者への農地集積が進む反面、農地の面的な集約が進んでおらず、条件不利地の集積により受け手である若手農業者の負担が増加している。
2. 農地の面的集約を促進するために、基盤整備等の実施が喫緊の課題となっているが、所有者不明となっている農地や荒廃した耕作放棄地等によって、効果的な農地集約がなされていない。
また、今後中長期的に営農に携わる若手生産者を中心とした基盤整備がなされていない。

○ 個々の農業者・JA青年部が努力すること

1. 農地中間管理機構を利用するにあたり、集積後にどのように農地を活用するかという点を予め入念に計画する。
2. 家族経営内における農地の管理者を日頃から整理するなど、機構の利用を円滑に進めるための受け手としての事前の準備を怠らない。

○ JAと一体となって努力すること

1. 農地中間管理機構事業・政策に関して情報収集し、地域・組織で情報共有を図る。
2. 人・農地プランの実践に向け、話し合いを継続する。

○ 行政への要請

1. 国の政策の拡充に基づく積極的な情報発信、とりわけ農地の受け手・出し手が農地中間管理機構事業を活用するメリットを明確に伝えることにより、担い手への農地集積を推進する。
2. 農地の出し手や受け手、地域との対話を密にし、人・農地プランを円滑に策定・実践する等、実務担当者を育成・充実させる。
3. 新規就農者への農地の提供など、プラン・ビジョンに基づき機構を通じた幅広い農地の活用法について検討する。

4) 担い手支援について

○ 本県における課題

1. 新規就農者に対し、行政や JA、地域が連携した、体系的な生産技術指導がなされておらず、就農後のフォローや協力体制が十分ではない。
2. 法人等を対象とした支援は充実しているが、個人生産者向けの支援が不足しており、近年増加する個人大規模生産者にとって利用しづらい。
3. 就農から一定年数が経ち、独自に営農方針を決定し、経営のさらなる高度化を検討する段階に差し掛かった際の支援が不足している。
4. 県外への人口流出が継続していることにより、農業において後継者や労働力が著しく不足している。
5. IOT 等を利用したスマート農業について、実証に基づく普及や助成等の設定が遅れている。

○ 個々の農業者・JA青年部の取組み

JA 青年部活動を通じて、農業経営のノウハウや優良事例紹介等の情報提供、学習会の開催を積極的に行い、新規就農者を含めた若手生産者の技術習得や知識蓄積等を促進する。

○ JAと一体となった取組み

1. JAによる無料職業紹介事業などを通じて組合員間等の労働力確保・調整に努める。
2. 外国人労働者受け入れを検討し、行政と連携し法律や派遣システム等の環境整備を行うこと。
3. 営農指導においては技術指導以外にも経営にかかるコンサルティングをさらに拡充し、経営診断等に基づき、信用部門と連携して効果的な資金面の援助を実現する。

○ 行政への要請

1. 就農後の経営指導や経営展開に必要な経営資源を充実させ、新規就農者が中長期に渡り安定的な農業経営を確立できる施策を検討する。
2. 就農後ある程度の期間が経過した中堅農業者に対しては、新規就農者とは異なる経営の高度化に対する支援を実現する。
3. 経営規模の大型化に伴う、農業者の負担増加を緩和するため、職業紹介事業による労働力の提供や、雇用を前提とした経営体の法人化への支援を充実させる。
4. 行政の農林水産関係部署や国会・県議会・市町村議会議員と若手農業者の意見交換の場を定期的に設ける。

3. 自然災害への対策について

○ 課題

1. 近年、国内では経験がない規模の災害が多発しており、農地の復旧に当たり相当の年数を要する。
2. 野生鳥獣による農作物被害と人的被害が多発しており、鳥獣害は農業分野のみならず地域住民の安全性確保という点からも優先度は非常に高いが、効果的な対応がとられていない。

○ 個々の農業者・JA青年部の取組み

1. 自然災害の発生に備えた施設の強化や栽培の適切な管理など、自然災害に対処できるような営農体制・環境づくりに努める。
2. 災害発生時、速やかに相互連絡・復旧作業ができるように、青年部組織の連絡体制を確立する。
3. 農場周囲への電気柵の設置や収穫前後の農作物の厳重な管理など、農地に害獣を誘引しないための環境づくりに努める。
4. 山間部の環境保全や耕作放棄地の減少に努めることにより、害獣を人の生活圏に近づけないよう努める。

○ JAと一体となった取組

1. JAが自然災害による農業被害の予防・復旧にかかる資材の提供と設置にかかる説明を農業者に対して実施し、自然災害対策を営農指導の一環と位置づける。
2. クマ等の獣害に関する情報共有を行う。

○ 行政への要請

1. 農業者に気象情報と技術的な対策を積極的に発信し、農業者が事前に対策を講じられるよう手助けする。
2. 農業共済組合連合会とともに、農業者に収入保険制度について周知し、加入を促すとともに、行政がさらに補完的な支援・補償を行う。
3. 晩成品種が多い秋田県の主要な果物の品種について、降雪のおそれのある時期での収穫の回避や越冬のための雪囲い作業に時間をかけられるよう早生化を図るほか、大雪に耐えうる樹体や資材の開発・管理のあり方をさらに検討する。
4. ゾーニングにより人間とクマの生活圏の管理目標を設定し、県や市町村を実施単位として道路や山林を適切に整備・管理する。
5. 山間部に生息する動植物の生態についてクマ以外にも包括的に調査・研究し、急激な環境変化を緩和するための資源管理を行う。

